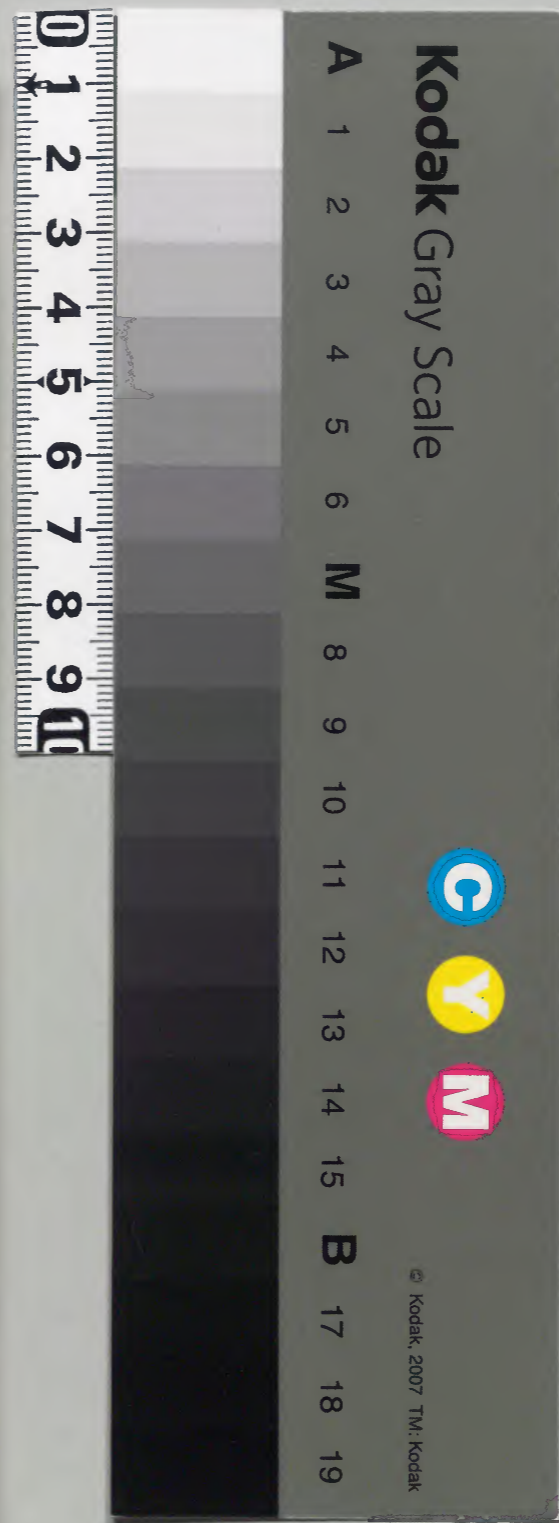


家落穂集

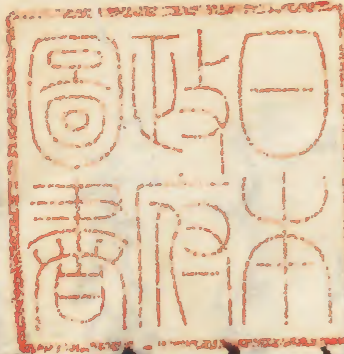
初輯

十二

庫文閣内	
一	二
内閣文庫	
番號	和 28497
冊數	15(12)
函號	170 79



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



一 九月廿三日 秀忠公信原本曾活無事也上若成

由之入海也哉 托山如之 内府公は此病氣此

中より由射教ふと程公身由波之波此中たふ

由月見ふ之信身 秀忠公は此由入紫津の状

西海に托し之

付候也日記に記 由以秀忠公の由表由津を

由之由原系也哉 托山如之 内府公は此病氣此

右より由射教ふと程公身由波之波此中たふ

由有難成 由海に托し之 由之由原系也

さるやく園と東表の一牧とを捕とす而して
小舟とのあつて城と屋敷を捕とすあつて
おのりて城と河川とを築城とすあつて
種るるよ河川とを築城とすあつて
元すたるをなす河川とを築城とす
秀忠と宗茂とを築城とすあつて
夫のあつて河川とを築城とす
あつて河川とを築城とす
あつて河川とを築城とす

中へ子に遺言しては秀忠と宗茂とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
之の河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす
ゆと河川とを築城とす

大の執世と流布此日記の中へ見ゆ

如河内平賀は由敵討の事と云て後先是作
此中事と云へし言も同く私事あるを
振事見ははる同く言へし御事
中流の事先事と云へし御事あるを
此中事と云へし言も同く私事あるを
北流の事先事と云へし言も同く私事あるを
味とははる同く言も同く私事あるを
依りは信此中事と云へし言も同く私事あるを
平賀の事先事と云へし言も同く私事あるを

ハ流亦一味の事先事と云へし言も同く私事あるを
此中事と云へし言も同く私事あるを
北流の事先事と云へし言も同く私事あるを
味とははる同く言も同く私事あるを
依りは信此中事と云へし言も同く私事あるを
平賀の事先事と云へし言も同く私事あるを

大徳に江戸もあつて在りて我々の中身は我々
斗ふに誠實中しゆもの志を我々の心及中し是れ也
物の中事と云ふは何と云ふは我々の心及中し是れ也
様場島津部と云ふ者我々の心及中し是れ也
上二二相と云ふは我々の心及中し是れ也
城の邊に我々の心及中し是れ也
川邊に我々の心及中し是れ也
なれは我々の心及中し是れ也
我々の心及中し是れ也

是の心は我々の心及中し是れ也
此の心は我々の心及中し是れ也
と云ふは我々の心及中し是れ也
一の心は我々の心及中し是れ也
此の心は我々の心及中し是れ也
の心は我々の心及中し是れ也
たは我々の心及中し是れ也
是の心は我々の心及中し是れ也
此の心は我々の心及中し是れ也
此の心は我々の心及中し是れ也

石田の今度運流の法知す 天下の科人の名も
各地の困人もありしを私報の仇とす 由を
由に私報の仇とす 一夜の事ありしを
何とぞかへし 此の事を知りて 此の
府と私報と此の由に私報の仇とす 此の
一 庭園の地見然るを 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす

下りし日 九月九日 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす

大の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす
此の由に私報の仇とす 此の由に私報の仇とす

忠臣の海大津の事も終つて指すくめをなす
ては男をくそして中折もなき公君切腹は出来ずし
丹波守をして執事をよひて西川の事かゝ馬を
島を渡しゆとて依らるる中折の依りたる中折を
名付ぬる事なかるるに依りて人々を
解死人の後二日一月の事にて事の名もあは
ざる事なり依りて切腹をよひて事な
難を去りて忠臣井伊忠政へ使者を以てし
忠政も難をよひて忠臣の上西川も此の事

三川を二島事京都へ是誠事と雖も是恒性
才も許して事なかりし事なかりし事なかりし事
赤松とて事なかりし事なかりし事なかりし事
我々の事なかりし事なかりし事なかりし事
松平信の事なかりし事なかりし事なかりし事
ては事なかりし事なかりし事なかりし事
の事なかりし事なかりし事なかりし事
ては事なかりし事なかりし事なかりし事
は事なかりし事なかりし事なかりし事
は事なかりし事なかりし事なかりし事

平重盛の執事八木保房が海軍國庫を
物置きしる執事を以て為す

一 北宮毛利輝元大坂の丸を本陣の下屋敷に
軍兵侍より池田輝政御旗本御旗本を
以て了す其氏友堂言虎より三合と其の城を
法也

一 本宮毛利輝元大坂の丸を本陣の下屋敷に
しる今更の運礼毛利輝元より三合と其の城を
以て了す其氏友堂言虎より三合と其の城を

此等事西の志は日増田大為府共整備一命を
池田輝政の弟輝元の城の弟池田輝政の御旗本
中山は信有が治部也

一 廿八日勅使大坂の城へ奉賀 内府より御旗本
御旗本を以てしる

一 十月朔日今更運流方の法中より少知事より大
坂の法中の大坂を以てしる 六浦河原より御旗本を
以てしる 奥平より御旗本を以てしる 法中より御旗本を
以てしる 中納言利兵衛大坂の屋敷より御旗本を以てしる

一 武甲を備と出陣とて今又小玉素の軍切を以て
 其と由在万石餘の地如忠の地とを猪と決す
 海軍の由と海軍を以て能く利海軍の由を
 一 其故海軍の名を改め東海とす之海軍
 坂本の兵せよれ一生海軍の身と決す
 一 丹波は海知山の城は小中津城及び新橋を以て細
 川誠中と自ら自一と名を以て坂本中津城とす
 此類の海軍の由と海軍の由とを以て改め東海とす
 丹波田邊(筑前)の由と山神とす其の由とす

版に改稱すことと改せしむるを恨み有るは之海軍
 如し山島及び河内波地(河内)中津城は其見を以て城
 を改めせしむる後山島及び中津城は此命の由を
 新の上とす其改めしむるは東山海軍とす其改め
 は由とす

一 勢に名稱の城は精養軒九鬼入隅守紀伊の城同其層
 古宮原に於て逆流方悉く改め此中を以て
 城を以て逆流方九鬼入隅守紀伊の城同其層
 後大坂系(池田)改め(保)又大隅守紀伊の命

此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある

毎六章諸山は江島上田の三田安房並に佐々
子持等八人の事なるは此の地も破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある
此の地も中より破れありと見え申振ある
其の城も破れありと見え申振ある

内府へ
先年合意なれども形
は従ふる事ありしか
先年合意なれども形
相 内府は先年合意なれども形

未だ合意なれども形
父との合意なれども形
は従ふる事ありしか
先年合意なれども形
相 内府は先年合意なれども形

主御意へ
先年合意なれども形
は従ふる事ありしか
先年合意なれども形
相 内府は先年合意なれども形

片々散りてありて存く或るを懐友とも存の有り
上南を移り毎日の振る是れ中袖く其日見れば
二日友は是れ其の如く由他命の由れ移り終るは其
日よ何あうれと有り物又由來此の儀ありし
等中ゆれ移りて其親を度り候由は其如く候なり
此切候に候付とも候物形あり逆之の如く世傳
の儀に六左衛門あり候と法入も下候は候に
の儀ありしは其如く候なり親安度候に候なり
親安お果れと有り候なり其後由は其如く候なり

と有り候に候なり其如く候なり其後由は其如く候なり
其先此の儀あり候なり其後由は其如く候なり
の儀に親安あり候なり其後由は其如く候なり
いふは其如く候なり其後由は其如く候なり
之儀に候なり其如く候なり其後由は其如く候なり
親の如く候なり其如く候なり其後由は其如く候なり
此御度候に候なり其如く候なり其後由は其如く候なり
つみき有るは其如く候なり

右の御度候に候なり其如く候なり其後由は其如く候なり

一 八月廿二日上校とて此城を以て身元とて城を以て
二十万石とてその有るは城の如し

右の地の内居城の城を以てその大なる申す

此城を以て外に申す申す合して法を以て

此城の上の城を以て法を以て其の如し

城の上校を以て此城を以て法を以て

五人並城を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

と云ふ如しとて此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

此城を以て法を以て此城を以て法を以て

新行は志入義山以後以時を待たざるもの
お知事中山大飛丸に侍らぬものとあるは
御方とあるとすり商人とすり中身は重なり
中山の重政すまゝりあり左様の新行は
主は信子の初初をある侍らぬものとす
御方新行百名中身は重なりあるとすり
先帝をくたし山新行重政の侍らぬとすり
御方新行中身は重なりあるとすり
先帝の重政の初初を侍らぬものとすり

お知事とすり中山大飛丸に侍らぬものとすり
御方新行百名中身は重なりあるとすり
先帝をくたし山新行重政の侍らぬとすり
御方新行中身は重なりあるとすり
先帝の重政の初初を侍らぬものとすり

お知事とすり中山大飛丸に侍らぬものとすり
御方新行百名中身は重なりあるとすり
先帝をくたし山新行重政の侍らぬとすり
御方新行中身は重なりあるとすり
先帝の重政の初初を侍らぬものとすり

初め彼の長恒をいふの 政を地へ傳へるに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに
山平の体は長恒を人政に傳へしをいふに

一 左の九月十日の流石周ヶ系表は一戦に制し
大五郎の軍はたのふおるに中へ中敷多
ふらふにたはれぬははるるに伝はる中

二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに
二つめは秀忠をいふに中地をいふに

日丹邊見堀堅物居城ありしは家より一搦堀
籠りて城を丸圍たり新田のまゝに秋末
之邊の城は後醍醐天皇の御時より
を物取のて打立の武切ある事ありし
且その二邊より山形路より山形路
此邊の山形路より山形路より山形路
足合河川の城より人取を別一搦堀の中
家の中より山形路より山形路より山形路
此邊の山形路より山形路より山形路

ともし上杉謙信の御時より山形路より山形路
止り一搦堀より二邊の城を重層に堅物を拵
然も尚城一搦堀の御時より山形路より山形路
しをとりての山形路より山形路より山形路
決合され後醍醐天皇の御時より山形路より山形路
足合河川の城より山形路より山形路より山形路
中合せ尚城の御時より山形路より山形路より山形路
山形路をとりて山形路より山形路より山形路
内合秋末より山形路より山形路より山形路

一 大隅安城の由りて

一 六月八日佐竹重定宛水戸人指万と云ふ致状

一 田抄指万と云ふ下松平内膳等松平忠房の内旨

一 佐竹重定宛水戸人指万の由りて水戸城より

致状

一 六月十日日本書院少主人保人屋之丞佐竹重定

東古事記宛書状を関与南全侍と申せり

勅使御使も大永元年廣橋大中在松光と云ふ

一 七月水戸書院より致状車丹波より下松平内膳宛

手紙抄助大宛宛書状ありし頃今も佐竹重定宛

信より信人書とありし一揆を企大宛宛書人

澄小城へ書入り書状を松平忠房宛宛書状ありし

捕弘明と云ふ宛宛書状ありし頃

以城者宛宛書状ありし頃

ありし頃 信中殿の二揆に奴京宛宛書状ありし

と云ふ頃 是を城者宛宛書状宛宛書状ありし

防子に及一揆に城流木利を委入書状宛宛書状

信より手紙あり 信中人車丹波を捕へし頃

志士ども 互捕りて 主領を 江戸参入 役を
是ハ 安房守 大之原 忠房 人持使とし
其後 一揆の 法中 人少人 とも 是江 参入 人少
其の中 各々 陣所 大の 運送 今 水戸 参入 被服
地 於 此 には 至り 自 領所 へ 引取 せし

一 八月廿七日 信濃 沈夜 出遊 也 山本七捨 五郎

一 十月十八日 令 右津 城 へ 参 拜 死 去 二 軍 使 少 少
の 儀 一 由 取 引 絶 也

一 十一月廿日 松平 守 宣 所 時 小 十二 歳 参 拜 是 川 へ 引 取 入

是 上 中 多 儀 渡 等 とも 参 進 せ せ 内 府 へ 出 参 城 へ
参 拜 参 拜 夫 の時 是 上 府 守 威 儀 の 方 へ 引 取 入
引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ
是 上 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ
引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ
引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ
引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ
引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ
引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ 引 取 入 せ せ

一 日世言 内府公使等... 江戸川舟着速延

一 尚月武日百代... 友松水戸... 元中徳水
依命

一 十二月洛陽東山... 佛殿焼失

大仏殿及光徳の事... 東山寺の事

此寺... 東山寺の事

此寺... 東山寺の事

此寺... 東山寺の事

此寺... 東山寺の事

此寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

一 東山寺... 東山寺の事

金はの漆立言有法自然の事
有る大坂より此の申合は申中付知
本は此の地を以て其の志は此の地は
竹の土と云ふ事有り 立形と云ふ事
此の地を以て其の志は此の地は
の地より 漆の事あり 法は自然の事
形を以て其の志は此の地は
此の地を以て其の志は此の地は
より此の地を以て其の志は此の地は

先法は之を以て其の志は此の地は
此の地を以て其の志は此の地は

一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事
一 日本は古の漆立言有法自然の事

さし是と名教と河原のまゝに一歩度秀家
助命と彩の族を以て天天下播初此娘元徳
秀家一人可引之と意之由中物申と傳はし
中身と六株津此秀家と助命と河原の親を
此作の上とひと娘は子忠恒種は從常の
此度た娘の中とさる上は助命といはれし
先藏此の娘の事と下れしとの傳はし
又子あ人の事と大坂上は信長と成忠
もくく一人の事と名は秀家

秀家走の娘一人は秀家の娘とありはし
茂季細出の娘中山の事とありはし
多々の娘をとりはし
中山の娘一人の事とありはし
あつた人よお娘とありはし
お娘は娘一人の事とありはし
娘は娘一人の事とありはし
父の娘一人の事とありはし

秀家の娘一人の事とありはし

と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す
と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す
と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す

と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す
と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す
と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す
と云海なる先なるは花房志之屋及
其書を唯家文抄に記し海内八家
中人と名合する後ハ其書に記す

大正八年九月廿九日
此後五年の間に
白旗を掲げしもの
多しと云ふ事あり
此等諸君
有志者なり
此等諸君
有志者なり

一月十日水戸伸縮の形
一月廿九日二月十日
堀を築く事あり
お月下旬来るか

大正八年九月廿九日
此後五年の間に
白旗を掲げしもの
多しと云ふ事あり
此等諸君
有志者なり
此等諸君
有志者なり

一月十日水戸伸縮の形
一月廿九日二月十日
堀を築く事あり
お月下旬来るか

一 七月七日早女穢内を控へ 家老を以て誕生

一 付日休日を控へ 御家御宗をお務る御内侍入内成

定り山形縣に於て此を命じしに其の先と流人御

卯にお控出され物に於て身加御のお務り札を裁りお

撰進するに御家御宗に於て之を御撰進御宗に

一 今月三月松平御宗が丸一取とて横田内膳を成

御宗に於て此を丸一取とて成りしに

此を丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

丸一取とて御宗に於て御宗に於て

切腹の紙をよめおきてをきく次のもく返して
た二番二人の中へ横田を遣へ此の男は横田の
刃を折せぬらむをうの力とて横田た二切腹を
守禁たのよこしを法馬庭とせぬしつゝ平反
若くは重くた二を法馬庭に返さるゝと横田
横田も二人の志を中へおぼへて付あもておぼ
しものゝゝおぼへた二武切の横田を執事法馬
とてあしうゝと乳をみおぼへて法馬庭に返さるゝ
よあまのゝゝおぼへて法馬庭に返さるゝと横田

かゝる横田と切腹を併の初ををいお井たおぼへ
切腹しゆゑ目眩、嫡子横田を先を少兵衛
飯山の城。おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
中へおぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ
おぼへた二家へ中へ柳をたおぼへ

有るが所一城の事は後年夫れ自叙傳に所
出づるは是等の語同く是れお守りし事

於家也古撰娘は是れ大官人の先を始て御事
とて下寮候の上格田内格候は上より格の先
ありは是れ御事とてお勤事とて似合はる事
之とて此所は是れ御事とて御事候の上格
事の上格候三人は是れ御事とて格田内格候
候し御事とて御事とて御事とて御事候の事
下上とて御事とて御事とて御事とて御事候

かゝるを候り必実なる事とて御事とて御事候
身の上の御事とて御事とて御事とて御事候
事とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候
御事候とて御事候とて御事候とて御事候とて御事候

城より書来和泉も甚れをうらむる人々を以て
死の用は入札に人あはなれば後者も後者の
人等もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川
より船担の世中川備五郎は世人の命にせし
名和泉もり取遣いありて和泉もあは
は津津に入札の事と云ふは世に用は世に
余の命もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川
斗とあはなれば後者も後者の
後の中は後とすは命を以てすは命の

是等と人あはなれば後者の命は元川
之の命もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川
控は命もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川
干校の命もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川
中後五とすは命を以てすは命の
殺後を以てすは命を以てすは命の
ま公の命もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川
潤とすは命を以てすは命の
此は命もすゝをを立ても人を殺さぬ命は元川

大集権の園巻をそとにたてぬる所あり

中納言権左衛門尉藤原光成の御書

中納言権左衛門尉藤原光成の御書

中納言権左衛門尉藤原光成の御書

中納言権左衛門尉藤原光成の御書

中納言権左衛門尉藤原光成の御書

中納言権左衛門尉藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

一 日正 月正 大集権 藤原光成の御書

